

「千葉市次期最終処分場候補地選定支援業務委託」
公募型プロポーザル募集要領

1 目的

この要領は、千葉市（以下「本市」という。）が実施する、千葉市次期最終処分場候補地選定支援業務委託業者をプロポーザル方式により選定するにあたり、その応募手続き等について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

(1) 委託名

千葉市次期最終処分場候補地選定支援業務委託

(2) 委託内容

別紙「特記仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日翌日から令和6年3月20日まで

(4) 委託限度額

32,978,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

（年割額：令和4年度 11,044,000 円、令和5年度 21,934,000 円）

(5) 業務担当課

千葉市環境局資源循環部廃棄物施設整備課整備第二班

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

TEL 043 (245) 5423

FAX 043 (245) 5667

E-mail shisetsuseibi.ENR@city.chiba.lg.jp

3 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たす単独業者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次の各号のいずれにも該当しない者であること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者

イ 対象業務の選定結果通知日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者

オ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

- カ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していない者
 - キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていない者
 - ク 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和 60 年 8 月 1 日施行）又は千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和 60 年 8 月 1 日施行）に基づく指名停止措置等を、対象業務の参加申請書提出期限の日から事業者決定日までの間に受けている者
- (2) 令和 4・5 年度の千葉市測量・コンサルタント入札参加資格者名簿において、業務を「(大分類) 土木関係建設コンサルタント業務 (中分類) 廃棄物」、地区区分を「市内または準市内」で登録している者。
- (3) 一般社団法人持続可能社会推進コンサルタント協会の会員である者。
- (4) 過去 15 年間（平成 19 年度から令和 3 年度）に、国または地方公共団体が発注する最終処分場（一般廃棄物、産業廃棄物は問わない。）の候補地選定を支援する業務を完了した実績があること。

4 再委託及び協力会社

- (1) 本業務の全部または主要な部分を再委託してはならない。
- (2) 外部に協力会社（主要な業務以外を受託する者）を置くことができるものとするが、参加者が他の参加者の協力会社となることはできない。
- (3) 協力会社は、3（1）の条件を満たすこと。

5 実施スケジュール（予定）

日付	内容
令和4年4月8日（金）	公募型プロポーザル募集要領の公表
令和4年4月11日（月）	参加申請書の受付開始 参加申請に係る質問書の受付開始
令和4年4月12日（火）午後4時まで	参加申請に係る質問書の受付締切
令和4年4月15日（金）	参加申請に係る質問書の回答
令和4年4月18日（月）午後5時まで	参加申請書の受付締切
令和4年4月21日（木）【予定】	参加資格審査結果通知
令和4年4月22日（金）【予定】	技術提案書の受付開始 技術提案書等に係る質問書の受付開始
令和4年4月25日（月）午後4時まで【予定】	技術提案書等に係る質問書の受付締切
令和4年5月9日（月）【予定】	技術提案書等に係る質問書の回答
令和4年5月11日（水）午後5時まで【予定】	技術提案書の受付締切
令和4年5月16日（月）【予定】	技術提案書のヒアリング
令和4年5月19日（木）【予定】	選定結果の公表

6 参加申請

参加を希望する者は、次の必要書類を提出すること。

（1）提出書類

①	参加申請書	様式第1号
②	会社概要書	様式第2号
③	同種業務実績	様式第3号
④	③に掲げる業務実績を証明する書類 (契約書及び仕様書の写し、その他履行実績を証する資料の写し等)	

（2）提出期間

令和4年4月11日（月）から令和4年4月18日（月）まで（土日、祝日除く）

受付時間は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までは除く）

（3）提出部数は、各1部

（4）提出先は、廃棄物施設整備課整備第二班

（5）提出方法は、持参又は郵送（書留郵便）とする。

（郵送の場合は、令和4年4月18日（月）必着）

7 参加申請に係る質問の受付及び回答

本募集要領及び仕様書の内容に関する疑義については、以下のとおりとする。

(1) 提出書類

質問書（様式第 12 号）

(2) 受付期間

令和 4 年 4 月 11 日（月）から令和 4 年 4 月 12 日（火）午後 4 時まで

(3) 提出方法

電子メールにて下記アドレスに送信のうえ、受信確認の電話連絡を行うこと。また、電子メールの件名は、「千葉市次期最終処分場候補地選定支援業務委託に関する質問（業者名を記載）」とすること。

提出先メールアドレス：shisetsuseibi.ENR@city.chiba.lg.jp

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和 4 年 4 月 15 日（金）に千葉市ホームページに掲載する。

8 参加資格審査結果通知

参加資格審査結果は令和 4 年 4 月 21 日（木）（予定）に参加申請書に記載されたメールアドレス宛てに通知する。

9 技術提案書の提出

参加資格確認通知を受けた者は、技術提案書を提出すること。

(1) 技術提案書

①	技術提案書	様式第4号
②	同種業務実績	様式第3号
③	②に掲げる業務実績を証明する書類（契約書及び仕様書の写し、その他履行実績を証する資料の写し等）	
④	業務実施体制	様式第5号
⑤	配置予定主任技術者の経歴、業務実績（廃棄物分野）	様式第6号
⑥	⑤に掲げる保有資格、業務実績を証明する書類（資格者証の写し、テクリスの写し、その他業務実績を証する資料の写し等）	
⑦	配置予定担当技術者の経歴、業務実績（廃棄物分野1名）	様式第7号
⑧	⑦に掲げる保有資格、業務実績を証明する書類（資格者証の写し、テクリスの写し、その他業務実績を証する資料の写し等）	
⑨	協力会社概要（協力会社を活用する場合）	様式第8号
⑩	特定テーマ1【候補地選定手法・工程】 ※「候補地の公募」は実施を予定していないため、提案事項に含めないこと	様式第9号 様式第10号
⑪	特定テーマ2【今後の合意形成に向けた取り組み】	様式第11号
⑫	参考見積書（内訳書含む）	任意様式
⑬	パワーポイントスライド資料 （社名やロゴを含めず、割り当てた社名を用いること。）	任意様式

※上記②③については、参加申請時に提出を求めているが、技術提案として評価をするため、再度提出すること。

※技術提案書の正本・副本については以下のとおりとする。

正本：社名等を含める。

副本：社名等の参加者が特定できる文言やロゴ等を含めないこと。

社名等を記載する場合は、参加審査結果通知時に割り当てる色を用いた社名（例：赤社）を使用すること。

(2) 提出期間（予定）

令和4年4月22日（金）から令和4年5月11日（水）まで（土日、祝日除く）

受付時間は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までは除く）

(3) 提出部数

技術提案書（正本）： 1部（「9（1）①～⑬」をA4ファイル綴じ）

技術提案書（副本）：10部（「9（1）①～⑬（③,⑥,⑧を除く）」をA4ファイル綴じ

ディスク：1枚（技術提案ヒアリング時に使用するパワーポイントデータ）

(5) 提出先は、廃棄物施設整備課整備第二班

(6) 提出方法は、持参又は郵送（書留郵便）とする。

（郵送の場合は、令和4年5月11日（水）必着）

1.0 技術提案書等に係る質問の受付及び回答

技術提案書等の作成・提出に関する疑義については、以下のとおりとする。

(1) 提出書類

質問書（様式第12号）

(2) 受付期間（予定）

令和4年4月22日（金）から令和4年4月25日（月）午後4時まで

(3) 提出方法

電子メールにて下記アドレスに送信のうえ、受信確認の電話連絡を行うこと。また、電子メールの件名は、「千葉市次期最終処分場候補地選定支援業務委託に関する質問（業者名を記載）」とすること。

提出先メールアドレス：shisetsuseibi.ENR@city.chiba.lg.jp

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和4年5月9日（月）（予定）に千葉市ホームページに掲載する。

1.1 技術提案のヒアリング

技術提案書の受付後、下記のとおりヒアリングを実施する。ただし、提案者数等により調整する場合がある。

(1) 実施日時

令和4年5月16日（月）（予定のため、日時は後日連絡）

(2) 出席者

配置予定主任技術者、配置予定担当技術者、その他計4名以内とする。

(3) 実施方法及び留意事項

ア 時間は技術提案内容のプレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度の計30分程度とする。

イ 技術提案書等の説明は、特段の事情がない限り配置予定主任技術者が行うこと。

ウ Microsoft Power Point2019での閲覧が可能なデータ形式であること。

- エ プロジェクター及びスクリーンは本市で用意するが、その他必要な機器は各者で用意すること。
- オ プレゼンテーションにおいては参加者が特定できないよう、社名等を公表しないように留意すること。
- カ 技術提案書を提出した者が1者であっても、審査を行う。

1.2 技術提案の審査

(1) 審査方法

- ア 本市の庁内選定委員会による評価を行ったうえで、最高得点の提案者を優先交渉者とし、その次に得点が高い提案者を次点者とする。ただし、6割以上を選定の対象とする。
- イ 最高得点者が複数いる場合は、「特定テーマ1」・「特定テーマ2」の合計点数が高い提案者を優先交渉者とする。
- ウ 上記イにおいてなお同点の場合は、くじにより優先交渉者を決定する。
- エ 次点者となる参加者が複数あった場合は、上記イ及びウを準用して決定する。

(2) 技術提案の評価基準（評価項目及び配点）は別紙のとおりとする。

1.3 審査結果通知

(1) 通知方法

審査結果は、参加申請書に記載されたメールアドレス宛てに通知するほか、千葉市ホームページに掲載する。

(2) 留意事項

審査及び選定結果に係る異議申し立ては受理しない。

1.4 その他留意事項

(1) 契約の手続き

- ア 優先交渉者と提出された見積書の金額を上限額として見積合わせを行い、契約の締結を行う。
- イ 委託内容については、特記仕様書および技術提案書に基づき、本市と協議のうえ、決定する。
- ウ 優先交渉者と契約の合意にいたらなかった場合、次点者と交渉を行う。
- エ 契約相手方は、当該契約締結のとき、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を納めなければならない。ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第29条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

(2) 下記のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 提出書類の虚偽の記載がある場合。

- イ 提出期限を過ぎて提出した場合。
 - ウ ヒアリングに欠席した場合。
 - エ 委託の上限額を超えた見積書を提出した場合。
 - オ 選定結果に影響を及ぼす不正行為があった場合。
- (3) 提出書類の取扱い
- ア 提出書類の作成及び提出等に係る費用は参加者の負担とする。
 - イ 提出された書類は、返却しない。
 - ウ 提出期間を過ぎた提出書類の差し替え、追加及び削除は認めない。
 - エ 提出書類は、本市の了解なく公表、使用することはできない。
- (4) 参加申請書を提出後に辞退する場合は、速やかに辞退届(任意様式)を提出すること。
- (5) 業務遂行に際し、技術提案書に記載された配置予定者の内容変更は認めない。ただし、変更理由及び変更予定者について本市が認めた場合は、この限りでない。